

報告第 20 号

処分事件報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記の事件を処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（令和 6 年 11 月 20 日処分）

令和 6 年 11 月 27 日提出

筑西市長 須 藤 茂

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、別記の事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和６年１１月２０日

筑西市長 須 藤 茂

記

１ 相手方

所 在 つくば市寺具９２１番地１

事業者名 株式会社キザワ重機工事

２ 和解の方法

本市は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

３ 損害賠償の額 金３７，３６６円

別記

1 事故の種類 車両自損事故

2 事故の相手方

所 在 つくば市寺具 9 2 1 番地 1

事業者名 株式会社キザワ重機工事

3 事故の概要

令和 6 年 7 月 2 3 日午後 3 時頃、中根地内の市道において、道路上の穴により、当該道路を走行中の相手方車両左側前方のタイヤ及びホイール各 1 本、フロントバンパー並びにフロントフェンダーを破損させた。

なお、当該事故の過失割合は、相手方 7 割、当市 3 割である。